

平成30年度 大分県地震被災建築物応急危険度判定士講習会実施要領

- 目的 大規模な地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等から生じる二次的災害を防止し、住民の安全を確保するため応急的に損傷した建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成することを目的とする。

※ 受講後、応急危険度判定士となるための登録申請の受付をします。

- 対象者 1. 建築士の資格（1級・2級・木造）を有するもの
2. 建築に関する行政経験（建築指導審査業務、公共施設・公営住宅等の営繕業務）を2年以上有する地方公共団体の職員（技術職職員）
- 主催 大分県 大分県建築物総合防災推進協議会
- 期 日 平成31年2月8日（金） 13：30～17：00
- 場 所 大分市大手町3丁目1-1
大分県庁新館 14階 大会議室
- 定 員 150名
- 受講料 無料
- 申込方法 申込書（別紙1）に記入の上、FAX（097-506-1779）または
e-mail（a18500@pref.oita.lg.jp）にて申込
- 申込期限 平成31年2月1日（金）

□ 講習会プログラム

- ・開会挨拶
- ・応急危険度判定制度の概要
- ・大阪府北部を震源とする地震における応急危険度判定実施について
- ・木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
- ・最近の地震による木造住宅の被害について
- ・鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
- ・鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
- ・近年の地震による建築物の被害について
- ・質疑応答
- ・被災建築物応急危険度判定士登録申請手続き説明及び受付

□ 講 師

井 上 正 文（日本文理大学工学部建築学科 教授）

菊 池 健 児（大分大学理工学部創生工学科 教授）

■ 受講者は、下記のものを受講当日に持参して下さい。

- ・大分県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書（事前に配布したものに必要事項を記入の上、お持ち下さい）
- ・応急危険度判定士登録のため写真 1枚（縦3cm×横2.5cm、写真裏面には氏名を記入）
（受講前6ヶ月以内に撮影した者で、無 帽・正面・上半身・無背景のもの）
- ・筆記用具

- 本講習会は（公社）大分県建築士会が実施する継続能力開発（CPD）制度の認定講習会に位置づけられており、講習会受講者は3単位が取得できます。

【ご注意下さい】

新規にご登録いただく場合には、本講習会の受講が必要です。

現在登録されている方は、受講の義務づけはありませんが、内容を再確認の意味で受講される場合は、当時配布したテキストを持参願います。